

連載

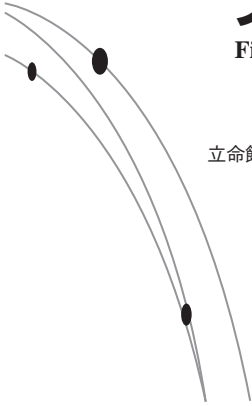
## フィールド・アイ

Field Eye

メルボルンから——③

立命館大学准教授 坂田 圭

Kei Sakata



### オーストラリアの出産給付制度

鳩山政権の看板政策でもある「子ども手当」の是非をめぐって、激しい議論が繰り返されている。出産および育児支援のあり方について改めて考察する機会を与えてくれている。

オーストラリアでは、給付金や税制を通じて、様々な出産および育児支援がなされている。給付金や税制の制度設計は人々の行動にどのような「歪み」をもたらすのだろうか。オーストラリアで導入された出産給付金 (baby bonus) は興味深い政策的含意を示している。Gans and Leigh (2009) の実証分析では、出産給付金の導入によって、給付金を受け取るために1000件を超える出産が「延期」されたと推定している。

#### 出産給付金制度の歴史

オーストラリアでの出産給付金の歴史は古く、1912年、フレーザー政権の下で妊婦給付金 (Maternity Allowance) が導入されたことがその始まりとされている (Lattimore and Pobke 2008)。

2002年、働く女性への育児支援の声が高まるなか、ハワード保守政権は出産給付金制度を導入した。しかし、導入された制度は、非常に複雑な税還付方式制度であったために、制度利用が進まなかった。還付金は主な育児担当者 (primary carer) に還付されるため、父親でも申請することができたが、事実上働く女性をターゲットにした政策であった。この旧制度において、還付金を最大限に受け取るには、出産前所得が高額でかつ還付対象期間の出産後5年間を無収入である必要があり、女性の出産後の就業継続促進に矛盾する政策

であった (Hill 2006)。

2004年5月11日、オーストラリア政府は、maternity payment 通称 baby bonus (出産給付金) の新制度を発表した。新制度の施行は、発表から7週間後の2004年7月1日で、2004年7月1日以降に生まれた子ども1人につき一律に3000豪ドルが給付される新方式へ移行された (オーストラリアの課税年度は7月から翌年6月まで)。複雑な旧制度に比べ、非常に簡素化された制度であると言える。子ども1人につき給付されるため、複数の子どもの場合、双子で6000豪ドル、三つ子で9000豪ドルが給付される計算になる。給付金は非課税で所得制限がない方式で導入された。この政策の発表と同時に、政府は出産給付金の給付額を2006年7月に4000豪ドルに、さらに2008年7月に5000豪ドルに増額することも発表した (Australian Government 2004)。この制度は、その他の税制上の育児支援と異なり、出産に関わる費用を認識し、それを支援するものであった (Lattimore and Pobke 2008)。

2004年の導入時には、出産給付金は所得制限なしで給付されていたが、2009年1月1日より、所得制限が設けられた。新給付基準では、出産後6カ月間の夫婦の合計所得が75000豪ドル以下であることが給付の条件になっている。現在 (2009年9月)、消費者物価指数で物価上昇を調整した5185豪ドルが給付されている (Australian Government 2009)。

#### 出産給付金と出産のタイミング

2004年7月に施行された出産給付金制度によって、出産行動にどのような影響があったのだろうか。給付を受けるためには、2004年7月1日以降に出産する必要があり、出産を遅らせるインセンティブが存在すると考えられる。図1には6月と7月の人口1000人あたりの出生数のグラフがある。月次データを観察するだけでも、2004年6月の出生率が大幅に低下していることが読み取れる。また、給付の増額がなされた2006年、2008年でも出生率が低下している。

Gans and Leigh (2009) は、1975年から2004年までの日次データを用いて出産給付金が出産行動に与えた影響を分析している。彼らの分析によれば、2004年7月1日の出生数は1005人であり、サンプル期間の10958日間で最も高いことを示している。年、曜日、休日などの効果を取り除いた計量分析においても、出

産給付金による遅延出産の存在を報告している。彼らの推定によれば、1000件を超える出産が、6月下旬から給付金が受給可能な7月上旬に移動されたとしている。

出産をコントロールすることは本当に可能だろうか。Gans and Leigh (2009) は、この問いに対し出産方法別でも分析を行い、6月の出生数の低下が帝王切開数の低下や誘発剤使用の低下に起因していると指摘している。

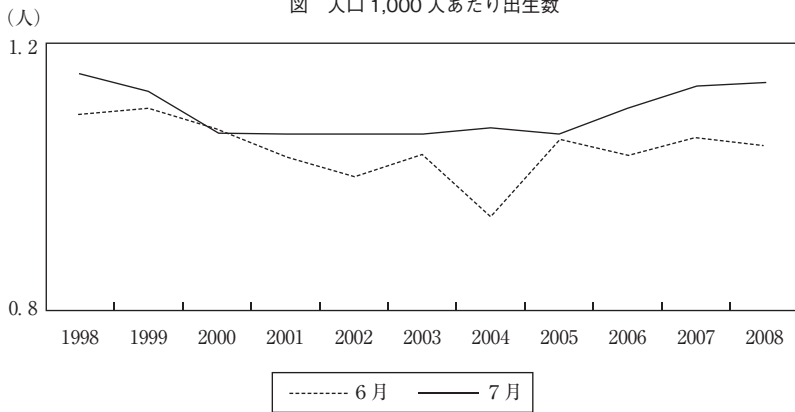
また、遅延出産によって新生児の出産時の体重は増加すると考えられる。6月下旬出産の減少と7月上旬出産の増加が恣意的な遅延でないとするならば、生まれてきた子どもの体重に変化はないはずである。Gans and Leigh (2009) は、この点に着目し、2004年7月上旬に生まれた子どもは、6月下旬に生まれた子どもと比較して体重が統計的に重いことを示している。

さらに2006年までのデータを加えて2006年7月1日の産給付金の増額が出産行動に与えた影響を分析し、この時期にも出産の「遅延」があったことを分析結果より示している。

産給付金がどの程度新たな出産のインセンティブになっているかは定かでない。Lattimore and Pobke (2008) によれば、産給付金は第一子の子育て推定費用（成人年齢21歳までの推定費用）の1%程度を減少させるにすぎず、効果は限定的ではないかと指摘している。

しかし、Gans and Leigh (2009) の分析によって、制度の導入が出産のタイミングに大きな影響を与えたことがわかった。産給付金は、発表から施行まで7週間しかなかったがそれでも人々の行動に「歪み」を生じさせてしまった。Gans and Leigh (2009) の実証分析は、政策発表と施行のタイミングを考えるうえで非常に興味深い結果を示していると言えよう。

図 人口1,000人あたり出生数



出所：ABS (2008a)  
ABS (2008b)

Australia Bureau of Statistics (2008a) *Australian Historical Population Statistics*, Canberra, Catalogue No. 3105.0.65.001.

—— (2008b) *Births, Australia*, Canberra, Catalogue No. 33010DO005\_2008.

Australian Government (2004) *More Help For Families*, 2004-05 Budget-Overview, Canberra.

—— (2009) “Family Assistance Payment Rates” [http://www.familyassist.gov.au/Payments/fa\\_payment\\_rates/Pages/default.aspx#5](http://www.familyassist.gov.au/Payments/fa_payment_rates/Pages/default.aspx#5) (参照 2009-12-02).

Gans, J. S. and Leigh, A. (2009) “Born on the first of July: An (un) natural experiment in birth timing,” *Journal of Public Economics*, Vol. 93, 1-2, pp. 246-263.

Hill, E. (2006) “Howard’s ‘Choice’: the ideology and politics

of work and family policy 1996-2006”, *Australian Review of Public Affairs*, <http://www.australianreview.net/digest/2006/02/hill.html>

Lattimore, R. and Pobke, C. (2008) *Recent Trends in Australian Fertility*, Productivity Commission Staff Working Paper, Canberra, July.

さかた・けい 立命館大学経済学部准教授。最近の主な論文に Sakata, K. and C. R. McKenzie “The Impact of Divorce Precedents on the Japanese Divorce Rate,” *Mathematics and Computers in Simulation*, 79, pp. 2917-2926, 2009. 労働経済学専攻。